

平成28年度 豊丘村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

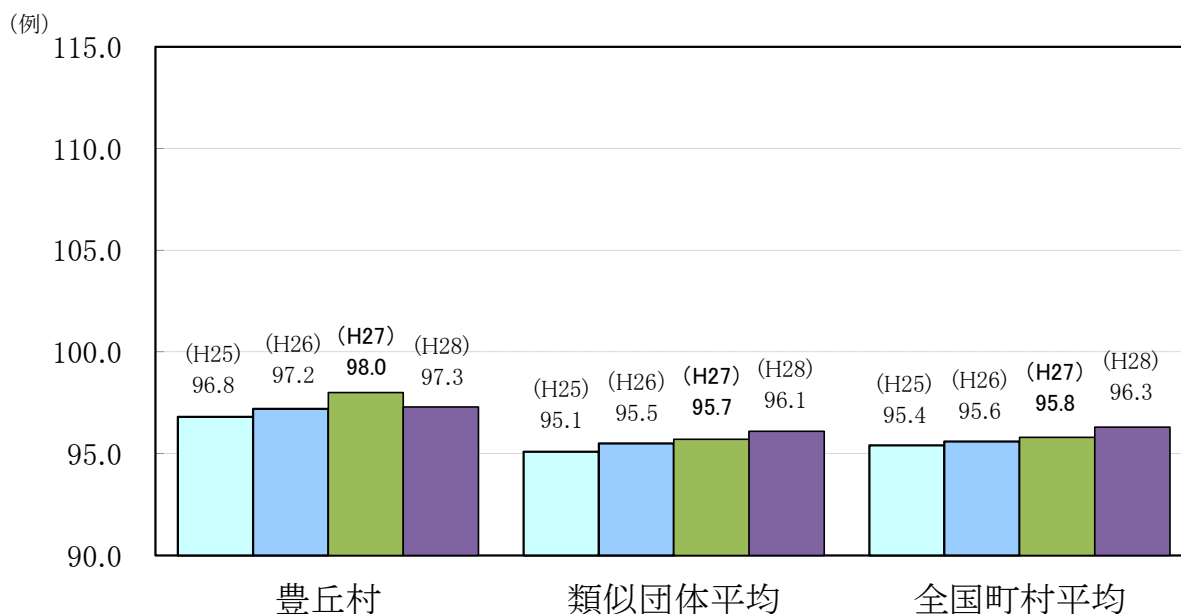
区 分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	6,831	4,743,676	947,820	557,294	11.7	13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
27年度	65	214,712	29,550	87,958	332,220	5,111	5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
豊丘村	43.1 歳	325,400 円	367,800 円	
長野県	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	
国	43.6 歳	331,816 円	410,984 円	
類似団体	41.8 歳	307,432 円	353,054 円	

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊丘村	47.5 歳	1 人	331,500 円	335,700 円	—	—	—	—
うち調理員	47.5 歳	1 人	331,500 円	335,700 円	調理士	44.3 歳	251,000 円	133.75
長野県	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	4 人	303,756 円	326,542 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		豊 丘 村	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	186,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	151,500 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	144,600 円	146,800 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,700 円	374,000 円	— 円
	高 校 卒	249,300 円	314,000 円	375,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	331,500 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(注) 「—」は、該当する職員がいない、または2名未満のため記載を省略したものである。

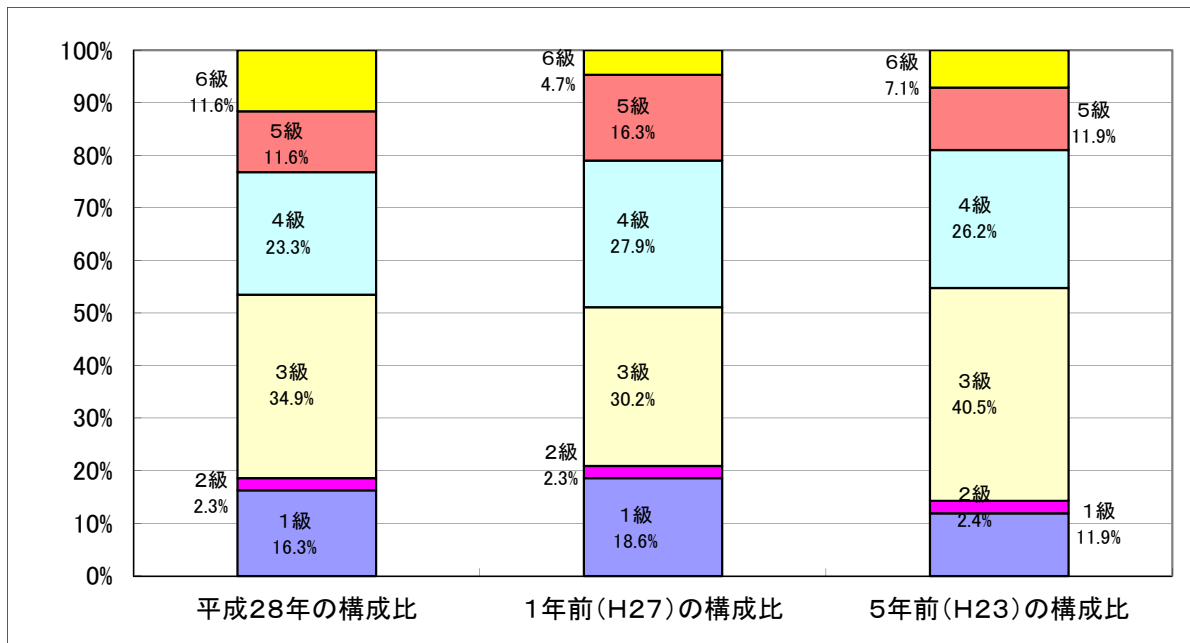
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補、主事、技師	7 人	16.3 %	141,600 円	246,600 円
2 級	主任	1 人	2.3 %	191,700 円	303,400 円
3 級	係長、主査	15 人	34.9 %	227,900 円	349,200 円
4 級	主幹係長、主幹	10 人	23.3 %	261,100 円	380,200 円
5 級	課長、課長補佐	5 人	11.6 %	287,100 円	392,200 円
6 級	複雑かつ困難な業務を行う課長	5 人	11.6 %	317,700 円	409,400 円

(注) 1 豊丘村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価を実施し、昇給への反映を行っている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊 丘 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,661 千円	-	-
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価を行ったが、成績率に差はつかず一律の支給を行った。

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

豊 丘 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 勸奨退職時特別昇給有り)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	423 千円	0 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	224 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	10,676 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	32.3 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道現場手当	水道担当職員	水道業務	月額 3,000円
マイクロバス運転手当	一般職員(中型免許保有者)	マイクロバスの運転業務	運転距離に応じ1回につき200円～2,500円
伝染病作業手当	作業従事職員	法定伝染病に係る作業	1日 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	12,724 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	212 千円
支給実績(26年度決算)	11,415 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	190 千円

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者:13,000円 その他の扶養親族:6,500円 (配偶者非扶養の場合1人は6,500円、配偶者のない場合1人は11,000円) 2人目以降1人につき6,500円 特定扶養期間の加算:5,000円	同		8,196 千円	248,364 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 家賃23,000円以下は家賃-12,000円 家賃23,000円超55,000円未満(家賃-23,000円)1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		2,848 千円	284,800 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上 交通機関等使用:55,000円まで運賃相当額 自動車等使用:片道の距離により27,000円まで	同		1,994 千円	42,425 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して支給	同		2,064 千円	258,000 円
宿日直手当	宿日直 5,900円	同		3,010 千円	56,792 円

6 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長	614,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額 817,000 円 / 378,500 円			
	副 村 長	522,000 円	()	678,000 円 / 471,000 円			
	収 入 役	— 円	()	— 円 / — 円			
報 酬	議 長	255,000 円	()	364,000 円 / 222,000 円			
	副 議 長	190,000 円	()	285,000 円 / 177,000 円			
	議 員	153,000 円	()	263,000 円 / 143,000 円			
期 末 手 当	村 長	(27年度支給割合)					
	副 村 長	3.15 月分					
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)					
	副 議 長	3.15 月分					
備 考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 村 長	給与月額×在籍月数×0.44	12,968 千円	任期毎			
	収 入 役	給与月額×在籍月数×0.26	6,515 千円	任期毎			
備 考		—		—			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

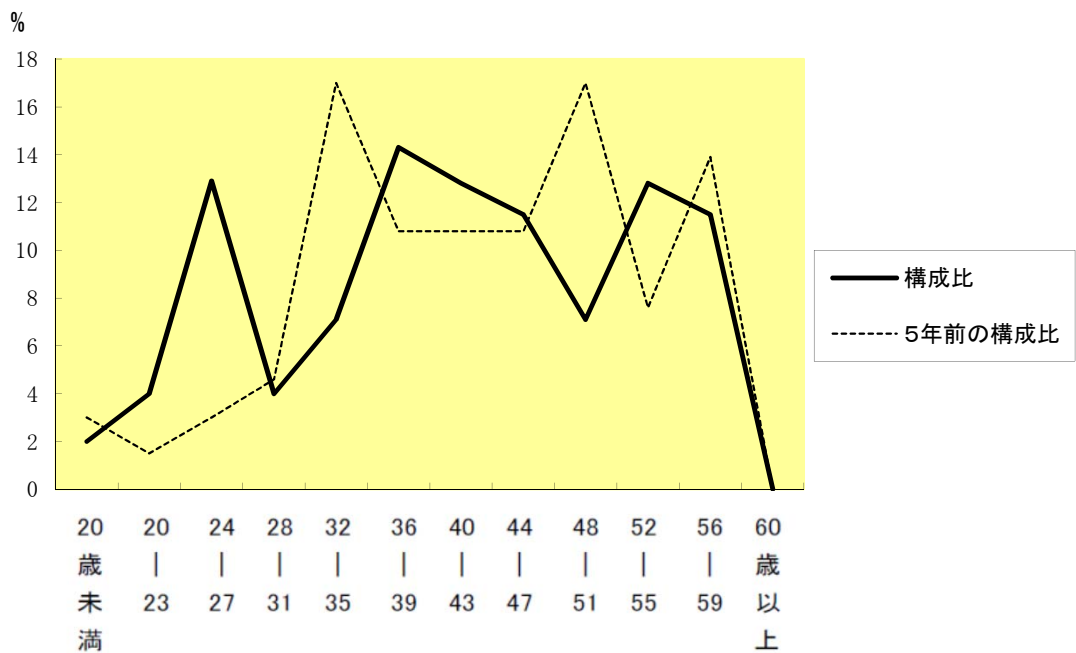
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	業務範囲の拡大
		総務	15	15	
		税務	5	5	
		民生	24	22	
		衛生	2	2	
		農林水産	7	6	
		土木	4	4	
	計	58	55		
	教育部門	7	7		
	消防部門	0	0		
小 計	65	62			
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2		
	下水道	1	1		
	その他	2	2		
	小 計	5	5		
合 計		70	67		
		[80]	[80]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	9人	3人	5人	10人	9人	8人	5人	9人	8人	0人	70人

(3) 職員数の推移

部 門 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	53	54	58	55	58	5
教 育	6	6	7	6	7	7	1
警 察							
消 防							
普通会計計	59	59	61	64	62	65	6
公営企業等会計計	7	6	5	5	5	5	▲2
総合計	66	65	66	69	67	70	4

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）								
行政職給料表（一）								
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	13	18.6	主事 主事補	9 4	20	28.6	係員級
2級	主任の職務	7	10.0	主任	7			
3級	1 係長の職務 2 主査の職務	21	30.0	係長 主査	2 19	21	30.0	係長級 主査級
4級	1 主幹係長の職務 2 主幹の職務	15	21.4	主幹係長 主幹	12 3	15	21.4	主幹係長級 主幹級
5級	1 課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 課長補佐の職務	8	11.4	課長 課長補佐	2 6	8	11.4	課長級 課長補佐級
6級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	6	8.6	課長	6	6	8.6	課長級
合 計		70	100.0		70	70	100.0	
※ 上水道事業に属する職員2名を含む。								

※平成29年度4月1日現在の全職員数(正副村長、教育長除く)